

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 29 年 1 月 29 日

和泉市長 辻 宏 康

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南部地区

（坪井町、小野田町、下宮町、仏並町、槇尾山町、北田中町、岡町、九鬼町、善正町、福瀬町、南面利町、父鬼町、大野町）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 1 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

認定農業者 29 経営体（内法人 4 経営体）

新規就農者等 8 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者や農業をリタイア・経営転換する人は、積極的に農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を促進する。

6. 地域農業の将来のあり方

取組事項：生産品目の明確化、複合化、6次産業化、高付加価値化、
新規就農者の促進

新規就農・参入が進んでいるものの十分とは言えないことから、更なる新規就農者の受け入れも必要と考える。同時に高齢化している農家では、農繁期の作業が大変となり、経営規模の維持が困難な状況があることから、期間を限定しない援農の仕組みづくりも進めていく必要がある。

また、担い手に効率的に集積していくことで、遊休農地の解消を図り、併せてそれらの規模拡大による農業経営の安定を図っていくと同時に、6次産業化等による高付加価値化を促進する。

中長期的には、市の施設を活用した強みのある作物作りから遊休農地を活用したそれらの産地化を進め、更なる地域農業経営の発展を図っていく。